

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第26号大治町子ども子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。この中の第7条のところの損害賠償。ちょっと違うかもしれないんですが、建物等に対して故意じゃなしに例えば経年劣化とかなった場合に、この場合はどこが負担して修繕とかするようになるのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

町が修繕することとなります。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

議案説明会の中で8月中に町が……

○議長（林 健児君）

吉原さん、吉原さん、番号を言ってからお答えください。

○9番（吉原経夫君）

ごめんなさい。

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大変失礼いたしました。

議案説明会の中で8月中に町が備品を整備して9月1日以降、委託事業者、社会福祉協議会の方が備品等を準備すると言われました。町と社会福祉協議会、備品どういう基準で町負担になるのか、事業者負担になるのか。その基準をお示してください。

○議長（林 健児君）

吉原議員、設置と管理に関する条例なのでそこに合った質問をお願いします。

○9番（吉原経夫君）

それなら済みません。

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

では、条例に絡めて質問させていただきます。損害賠償第7条でございます。これは町が管理する部分に関しての損害賠償だと思います。だから社会福祉協議会が管理する備品に関しての損害賠償を決めたものではないと思います。そこら辺どういう基準で分けているのでしょうか。7条にかかわることですからお答えください。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回、事務の委託になりますので備品につきましては町の方で準備することとなりますのでよろしく願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第27号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第28号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

新旧対照表の10ページです。第10条の2の2ですが、割合が5分の4改正になっております。これは地方税法の改正に伴い参酌基準が変わったためでございますが、参酌基準が変わった根拠ですね、そこをお示しいただきたいというのと、次24項、これは新設です。これも割合4分の3でこれは参酌基準です。なぜ国は参酌基準を4分の3としたのか。その2点をお答えください。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

まず第2号ですね、こちらの5分の4。こちらにつきましては、国の定める標準割合に基づきまして町もその割合にしたというものでございます。

次に24項、新しく新設した部分でございます。こちらの4分の3、こちらも国の標準割合に基づきまして町も合わせておるというものでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、国が参酌基準を決めております。それを参酌してそのとおりにしているということですが、やはり「わがまち特例」はそれぞれの町の実情に合わせてやっていくべきもので、少なくとも国がなぜそういう参酌をしたのか。それぐらいは調べて、だから適切なんだというべきではないかと思うんですが、当然参酌のとおりにしても構わないと思うんですが、そこら辺参酌を採用する妥当性、そこら辺は特にこのわがまち特例、町が独自に決められることとございますので、そこら辺もう少し国の考えを調べるような考えはなかったんでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

確かにこのわがまち特例、特例率につきましては各市町村で定めることができる、そういう条例になっております。しかしながら、今回御提案させていただいた特例率につきましては国の標準割合に基づきまして、町もそれに合わせておるというものでございます。

○議長（林 健児君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第5、議案第29号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第30号大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

この遺児手当条例の改正……

○議長（林 健児君）

吉原議員、番号と名前をお願いします。

○9番（吉原経夫君）

はい、わかりました。

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。失礼いたしました。

この遺児手当支給条例でございますが、支給対象を広げるものでございます。ですから町内に該当する方がどれくらいいるのか。特定できているのか。そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回、新規にふえるものでございますが、現在障害者手帳を受給してみえる方の中で

該当している方はいないという確認はしております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、障害者手帳を受給していない方で該当する方がいる可能性はあるということかなと思います。これは国の法律改正が令和3年12月24日で、県の支給規則改正が3月29日です。県にお聞きするとやっぱり4月早めに申請しないと4月分がもらえないと。5月からになると支給が。ということでございます。町としてやはり条例改正しないと周知しにくい、できないことじゃないかなと思います。やはり周知するためには県の少なくとも支給規則が変わったらすぐに条例改正して周知する必要があると思うんですが、その点はどうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回の改正につきましては、国の特別障害者手当でも同様の改正が行われております。申請があり児童手当に該当する場合はお知らせするとともに、広報でもこれから周知していきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

これから支給してでも県の支給を受けていればさかのぼって受給できますが、県の手当をもらっていない場合は、やはりさかのぼってはいけません。ですから、今から周知ではなくて国の法律改正、また県の支給規則は条例ではないからもっと早く改正していただきたかったと思うんですが、そういう段階で新たな方、受給できる可能性があるわけですからその辺の周知ですね、ほかの方法はなかったのか。もしくは、条例改正6月ではなくもっと早くやるべきではなかったのかと思うんですが、その点はどうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

愛知県の遺児手当におきましても大治町で受け付けをしております。現在、受け付けしている方はございませんので、これからの対応になるかと思えます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第7、議案第32号令和4年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。それではまず17ページ、高齢者IT機器導入支援補助金についてお伺いをいたします。こちらにつきまして、まず65歳以上にスマートフォン等の機器購入に関する補助を行うということですが、まず65歳以上、高齢者の方を対象にされた理由。またその普及における趣旨、目的をもう一度御説明をいただきたいと思えます。

続きまして21ページ、総合福祉センター管理運営費の情報通信機器整備工事につきまして、無線LANアクセスポイントを設けるということでしたが、こちらにつきましてまず社会福祉協議会さんの使用、または町職員、町での行事での使用ということでこれが同じ回線で使用をするものなのか、どうなのか。また、今後一般の方に開放する可能性はあるのか。この2点について伺いたいです。

続きまして31ページ、スポーツセンター管理運営費。こちらの中のトイレ送排風機等改修工事ということでアスベストの含有の調査が必要ということでしたが、こちらにつきまして、もしアスベストの含有がありと判定された場合に、今後他の天井にかかわる修繕工事が発生する都度、また調査を行わなくてはいけないのか。また、アスベストの含有がないと判定された場合に関しましても、今後こちらのスポーツセンター改修工事、天井にかかわる改修工事等に何か影響があるのか。こちらについてお伺いさせていただきたいです。以上です。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

高齢者IT機器導入支援補助金に対しての御質問でございますが、なぜ65歳以上にしたのかというところです。いろいろな国の調査がございまして、年代別に、正式には総務省の通信利用動向調査というものがございまして、その中で年代別ですが大体60代、70代とだんだんとスマートフォンの所有率が減ってきてございまして。そんな中で65歳以上、60から64歳の方は直近まではまだスマートフォンが普及したときというのは現役世代ということもありまして、大体65歳以上からがスマートフォンを持っている確率が低いであろうということで設定をさせていただきました。

また今回の補助の趣旨につきましては、こういったデジタル機器、サービスに不慣れた住民の方への将来的にはオンライン行政手続きができる環境を整えるということも含めまして、誰一人残さない人に優しいデジタル化という国の掲げておる目標にも合致しますので設定のほうをさせていただいております。以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

21ページの情報通信機器整備工事でございます。町の回線と同じなのかという御質問かと思いますが、今回整備するのは総合福祉センターの既設のネットワークですので町の回線とは全く別のものがございます。

それともう1点、町民へのWi-Fiの一般開放は考えているのかという御質問かと思いますが、こちらにつきましては今のところ一般開放は考えておりません。ただ、貸館の利用者については今後検討していきたいと考えております。以上です。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（恒川 覚君）



議長。

○議長（林 健児君）

スポーツ課長。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（恒川 覚君）

スポーツセンターのトイレの送排風機等の改修工事にかかる建材の調査の関係でございます。このものにつきましては、大気汚染防止法の改正に伴いまして新たに出てきたものでございます。当然、今回の改正に伴いまして建材に石綿が含まれているかどうかにかかわらず全て調査の対象となるという法律ができました。このために我々、今後、今回トイレになります。仮にもし他のところも改修とか何かさわるということがあれば事前の調査が必要となってくると考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

では引き続き17ページ、高齢者IT機器導入支援、こちらについての再質問なんです。趣旨と目的は確認をさせていただきましたので、続きましてその中でオンライン行政手続を見込んで誰一人取り残さないということで65歳以上に普及を図っていきたい。ですが、65歳以上の方のスマートフォンに関しましては普及が進んでいない理由の一つといたしましては多分使い方がわかっていない、煩雑だということでガラケーのほうを好まれている方が多分高齢者の方ほどやはり多いということも考えられます。ですので、今後アプリ、例えば一般質問でございました情報提供のアプリでしたりとか、あとそのうち公式LINEも開設されるということでお話を伺いましたし、またその前の一般質問でも子育ての支援のアプリでしたりとか、その他もろもろたくさん多岐にわたって行くと思いますが、そちらについての使い方、フォロー、こういったものについてもぜひ考えていただきたいんですが、そのあたりにつきましては今後何か企画がありますよでしたりとか、アプリ開設ごとにお知らせを広報していきますよなど何か考えはございますでしょうか。

続きまして、先ほどの31ページ、スポーツセンター、トイレ送排風機の件でございます。今後、全て調査の対象ですので都度調査が必要であるということで工事ごとに調査が必要だというふうに認識をしたんですが、それであればどこかのタイミングで全て一括調査を行えば、今後工事区画ごとで調査をするというのがかなりのコスト的にはかかる形だと思うんです。それであれば管内のアスベスト一斉調査で今後工事がある都度、

全部天井は改修する工事を行うんだとするほうがトータルでみたときのランニングコストは下がるんじゃないかと自分は考えるんですが、こちらについてはいかがでしょうか。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

今回の対象者につきましては、条件も幾つか設けさせていただいていこうと思っております。そんな中でそういう携帯の販売店で行っておりますスマートフォン講座を受けていただくでしたり、それに難しい場合は町主催のスマートフォン講座、そちらのほうを受けていただいて、初めて持つという方が対象でございますので、そういった基本的なところを習得していくというところでサポートしていきたいと考えております。

あと新たなSNSにつきましては、広く周知をしながら進めていきたいと考えてございます。以上です。

○教育部長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

今回の法改正は、建物等の解体等工事。「等」の中に改修も入ってくると思うんですが、そういったときに飛散防止のために事前調査を行いなさいというような法律になっております。その事前調査の結果をその都度都道府県へ報告する義務を課せられておりますので、工事に入る前にそれぞれ調査をして報告をしていく義務があるというふうに理解しております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

もう一度済みません、17ページ、高齢者IT機器導入支援でございます。こちらについてちょっと済みません。講座を受けるということでこれは町内の店舗さん、各メーカーの販売店さんの方で依頼をして講座の御協力いただくということですので、多分町内の店舗でない場合は、町で開講するものを受けていただくということで構想があるよと

いうふうな形で認識をしたんですが、そちらにつきまして使用方法だけではなくて、今後は町の方で考えているスマートフォンについての講座、この開こうとしている講座、こちらについての対象年齢、65歳以上の方だけではなくて受けることが可能なのかというのはい今のところで、もしお答えできればお答えいただきたいです。対象年齢65歳だけじゃない、この開講しようとしているのが、想定しているのが対象年齢どこまでいけるのかというのがもし教えていただければ教えていただきたいのと、31ページ、スポーツセンタートイレ排風工事。先ほど御答弁をいただきまして、その都度報告が必要だと。では、その事前の調査の事前というものが本当に直前なのかというのは法令を見ていないのでわからないのですが、一度全体的に確認を行って全箇所アスベストあり、なしという判定を確実にしておけば、その都度もう平成何年、もしくは令和何年に調査した結果、ここはアスベストが含有されています。だから、トイレの改修工事のときには天井も解体して直しますというふうに報告が上がられるのではないかと理解とれるんですが、そのあたりいかがでしょうか。以上です。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

年齢は制限せずに開講のほうはしていきたいと考えております。以上です。

○教育部長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

議員おっしゃるような方法が可能かどうかちょっと精査してみないとわかりませんが、基本的に法の趣旨を見て環境省が出している書類を見ていると、一応元請業者の方が報告するという形になっておりますので、工事はその都度元請業者が変わってくるので、その都度必要かというふうに理解しております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。ページ数25ページの子宮頸がんワクチン接種の償還分のことですが、扶助費の340万。この170回分の償還払いということで自費で接種をした方にお戻ししますという話ですが、対象者は9年間ということでそれぞれ環境が変わっていると思うんですが、現在大治町に住んでいる方のみの対象になるのか。どんな方が対象になるのかお聞きしたいのと、あと証明できるものを何か証明しないとだめだと思うんですが、どんなものが必要になるのかというのと、あともし証明されたものがなくなってしまうとか、もう捨ててしまいましたという方はどういう対応をされるのか伺いたいと思います。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

25ページ、今御質問いただきました償還にかかわります対象者でございますが、こちらにつきましては令和4年4月1日現在で大治町に住民登録のある方が対象となっております。申請にかかわります証明できるものの添付でございますが、まず申請書のほかに接種記録が確認できる書類、それから接種費用を証明するための書類の原本、それから申請者の方の本人確認ができる書類の3点を提出いただく予定でございます。

それから証明できるものがない場合の対応でございますが、まず今先に2点申し上げました接種記録につきましては、基本的には接種された際の接種証明等の添付になりますが、その際なければ当時受けられた医療機関におきまして何かしらの接種証明となるようなかわりのものを添付いただきたいと思います。

それから接種費用がわかるものでございますが、こちらは領収書の添付等をお願いしたいところであるんですが、さかのぼりますと9年前のものになりますので、なかなか難しいところであると思いますが、こちらも過去に受けられました医療機関におきまして何かしらの証明をいただければ柔軟に対応していきたいと思っております。ただ、どうしても接種費用がわからない場合につきましては、今後議会のご承認いただきまして議決後、要綱を制定していく際に全ての書類が整っている方と整っていない方で支給額の設定をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。同じ25ページのところでございますが、衛生費の塵芥処理費のところちょっと私も聞き漏らしたところがありますのでお伺いいたします。資源ごみ置き場の土地を購入される予算であります、新しいこのステーションができた場合、今現在使っていらっしゃる役場ステーションはそのまま使用されるのでしょうか。まず1点お伺いいたします。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

現在、役場前のステーションでございますが、新しいステーションの整備が整い次第、移転をするというふうに考えております。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

一つ思ったのは、今役場のステーションのところは役場の駐車場を利用して、そこから持って利用者さん、町民の方は持って捨てにいらっしゃいますが、今度新しくなるところも駐車場とかは、お考えというのはもちろんあると思いますが、お聞きいたします。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

一応、現在役場前のステーションの利用状況、それらを鑑みながら新しい方のステーションの配置等を検討してまいります。以上でございます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

同じく25ページ、がん患者アピアランスケア支援補助金なんですが、これウィッグの補助も出ていると思うんですが、ウィッグのみなのか。例えば帽子に髪の毛がついたものとか、そういうほかのものというのは考えがあるんでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

対象となるものでございますが、基本的には全頭部を毛で覆われるようなものと部分的なものも対象となるということですが、ちょっと帽子タイプで一部分だけ毛が出ているような、おしゃれといいますか、感覚でつけているようなものは対象外だと考えております。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林 哲秀でございます。1問だけちょっとお聞きしたいと思います。17ページのこの高齢者のITの件で、私大変いい予算でありがたい案だと思ひまして感謝しておりますが、この手の予算ですと大体前年度に研究して新年度にもっていくというのが普通の補助金のあり方だと思いますけれど、なぜここで補正予算で上げてきたのか。一つその経緯を聞きたいということ。

2つ目が、補正予算だからこんなことないと思いますが、一過性のものであって今年だけだとかいうことじゃなくて、もちろん私は継続性があると思っています。四、五年継続されるとはありますが、その気持ちはあるかということです。

3つ目が、私もちょっとデジタル音痴の私が言うことはちょっと間違っておるかもしれませんが、大体皆さん分割払いをしてみえるんですが、そういうときの領収書なり分割でやるんだよという証明があればそのお金をいただくための証明というのはどういうふうに考えてみえるのか、わかってみえれば教えてください。

それと4つ目ですね。またこれもデジタル音痴の私が言うんで申し訳ないんですが、

今私が持っている4ジェネレーションなんですよね。きのうの答弁の中でだんだんいろいろと刻々と変わっていくというようなものがありました。これが5、6となったときに私が6が出たときにしますよとしたら、新規で認めてもらえるとかそういう方向性はあるのかどうか。この4つを聞きたいです。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず、こちらの補正の経緯でございます。議案説明でもお話させていただきましたが、この事業につきましてはコロナ交付金を活用いたしまして事業を進めたいと思っております。したがって、当初予算ではちょっと計上ができませんのでコロナ交付金の内示額をいただいた後にこの事業を検討して今回の補正に至ったということでございます。

継続性につきましては、コロナ交付金を使うこともありますので、一応コロナ交付金を今年度末までに執行できるものということで縛りがかかっておりますので、その後については極力今年度この制度を立ち上げまして、多くの方に利用していただくような周知を十分進めさせていただきますが、その後まだ普及が必要ということであれば、またそのときに検討させていただきたいと思っております。

続きまして分割の場合ですが、これにつきましては一括、分割いろんな手法があると思いますが、御本人がそのスマート機器を負担される金額がわかれば一括であろうと分割であろうとその金額をもって補助の対象経費としたいと考えております。

最後の5、6というのは今後の新しい機種が出た場合ということだと想定しまして答弁差し上げますと、先ほど申し上げました今年度とりあえずこの事業を行うということでございますので、今年度各店舗が販売している機種は対象としていきたいと思っております。ただ、マイナンバーカードの読み取りができる機器ということで限定しておりますので、そういった対象の機器と考えております。以上です。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

ちょっと一つ、二つ継続して聞きたいんですが、今のマイナンバーカードが読み取れるという機能があるという部分の機種ということですね、それは。私の4Gでも今のスマホでもできんのですかね。ちょっとわかりませんが。

それともう一つ、この予算が通っていくと思いますが、65歳以下の方申し訳ないです

が、町民の人、65歳以上の方たちの周知だとか広報だとか大変いいことですので、多分迷ってみえる方いっぱいみえると思うんですが、それを早急にやっていただきたいんですが、どういう方法をとられるか。この2点について聞きたいです。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず1点目のカードの読み取りでございますが、今のいわゆるガラケーといわれるものについてはそういう機能がないということで承知しております。そのほかのIT機器といわれるスマートフォンについては、おおむねそういう機能が今販売している機器については読み取り機能がついているという認識でおります。

それから周知の方ですが、当然ホームページ、広報は当然のことながら、やはり65歳の高齢者ということがありますので、例えば老人クラブの会合のところをお願いするかシルバーの会員さんにも周知するとかさまざまな高齢者の方が集まる機会や行事、そういうところを利用して頑張って周知してまいりたいと考えております。以上です。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

質問じゃありませんが、大変いい予算でございますので、ぜひ早めに、もう皆さん近くの方もかえようかなという方もみえるものですから、そういうことは私は口で言いますが周知をしていただくことと、徹底して何と申しますか障害のある方たちでもそういうことができるようにということでお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。21ページ、総合福祉センター管理費の方でお願いします。先ほどありました住民へのということなんですが、災害時とかそこら辺は開放する考えがあるのかということと、あと1階から3階まで全11カ所についてということでお話を伺っていま



して、無線LANのほうも設置すると。これ11カ所全部に無線LAN、そこにあるような無線LANの親機というんですかね、それを設置するという事なんですか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

初めに、災害時のすみ分けといいますかそちらの御質問かと思いますが、災害時にはその災害用のWiFiを使っていただくことが前提かと思います。ただ、例えば防災の方から使用の要請等があれば考えていきたいと考えております。

それと1階から3階の会議室等のWiFiのアクセスポイントを設置いたします。11カ所です。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

例えば3階のところであつたりすると、隣同士が近いところとか1台でも十分じゃないかなというところはちょっとあるとは思いますが、そこら辺のところというのは加味してやったんですかね。単純計算はできないと思いますが、379万1000円で11カ所。1カ所当たり単純な割り算だと34万ぐらいかかっているんですよ。そうするとそこら辺で例えば2台じゃなしに1台で可能だとかそういうこともあつたんじゃないかなと思うんですが、その辺の検証というのはされているんでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

今回の設置に関しましては、参考見積もりをとる際に業者の方にも確認して、その結果11カ所が必要だという結果となっております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。済みません、先ほどのちょっと続きなんですけど、一部分と全体という言い方でいいんですかね。例えば一部分先に補助を受けられて、またちょっと全体のという2回申請というかそういうのはできるんでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

申請の回数でございますが、申請の回数については1回限りということになります。よろしく願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。17ページのほかの方も大分質問されましたが、高齢者IT機器導入支援補助金でございますが、やはり高齢者の方がスマートフォンを買う場合、どんなものがあるのかと。最初を買う段階で迷う。機能が多いほうがいいか、少ないほうがいいか、使い勝手等々、当然民間事業者のところでは説明は受けると思うんですが、そこら辺まず買われる段階でそういう相談、町としてどっかに委託して、町みずからやるのは難しいと思いますので、そこら辺委託でもしてまず買う相談、どういうものを買ったらいいのかというような相談に乗ることが必要じゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょう。

次に、25ページ、先ほど言われました、これを買えということではなくて、これにはこういうような機能があるとかそういう説明ですね。買えというようなことは当然、これがいいですよと勧めることはできないのでそれは行政側もわかっていますし、私もわかっていますから、そこら辺大抵こういうのはどうなのかと機種を持ってきたときに説明するとかそういうようなことだと思います。はい。

次25ページですが、がん患者アピアランスケアについて、先ほどの議員の質問の中で

令和4年4月1日住民票がないといけないと。これ国の施策の中で行われていくものなんでしょうか。国の予算、当面は一般会計からやっていますが……

[発言する者あり]

○9番（吉原経夫君）

間違えました、ごめんなさい。各種予防接種です。済みません、失礼しました。同じ25ページですがウィッグではなくて子宮頸がんの話ですね、ごめんなさい。失礼いたしました。子宮頸がんのワクチンの件ですが、令和4年4月1日に町に住民登録がある方ということで、この施策自体、国の考えの中で国の予算等々を使ってやるものなのかと。なぜそれを聞くかといいますと、大治町でやらなくても例えば違うところで受けられるんだったら日本どこに住んでいても平等の施策になりますし、大治町しかやらないと、例えばでしたら元大治町民の方が受けていても受けられない。町外の方が大治町に引っ越してきて前に受けたとって受けられる。そこら辺どうなっているのかと、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

あと、31ページでございます。柔剣道場トイレ洋式化工事でございます。以前、小中学校全てのトイレを洋式化するという話を議案説明などで受けたことがあります。そして中学校に行ったら学校の先生が柔剣道場はトイレ洋式化していないよと。やっぱり困っているという話を聞いた経験があります。ようやく柔剣道場トイレ洋式化していただいて、これはいいことですが、小中学校でまだこの後和式で残っているところがあるのでしょうか。以上、お聞きいたします。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まずスマホの購入についての相談でございますが、買われる方がどういう機能を求めるのかということも人それぞれいろいろあると思います。また、キャリアによっては機種ごとにいろんな割引制度というのがあるということは聞いております。そういったことから踏まえると我々の方からこれをというようなことを申し上げるより、販売店の方で聞いていただくのがいいというふうに思っておりますので、我々の方からそういう相談を受けるといことは今のところ考えておりません。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

御質問いただきました償還払い制度の件でございますが、こちらにつきましては全国的な動きのあるものということで再勧奨が始まったことに伴う実費を負担された方への公平性を保つための制度ということで動いておりますのでよろしく願いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

中学校の方で和式のトイレが残っている箇所ですが、特別教室棟と体育館のほうになりますのでよろしく願いします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

まず子宮頸がんの件ですが、全国的な動きということで今予算化されていませんが国のお金でやるものか、そこら辺どちらかお聞きしたいというのと、今トイレ洋式化、非常にいいことでございますが、なぜまだそういう残っているところ、中学校特別棟、体育館。また、小学校はちょっとまだ聞いておりませんが、やるなら残っているの全てやればいいのかとあって、そこら辺前回一般棟しかやらなくて、全てやると聞いていて。今回せつかく国の予算があるわけだから、柔剣道場に限らないでやればいいのかと思うんですが。例えば壊す予定があるからとかということなのかわかりませんが、その点の説明をお願いしたいと思います。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

償還払い事業に関します財源ですが、国からの補助はないということで町の予算となっております。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

もともと国の交付金のほうで校舎のトイレの洋式化というものが対象でしたので、まず校舎のほうを取り組まさせていただきました。そして、今回コロナ交付金を活用いたしまして柔剣道場のトイレをやらせていただきますが、そちらについては社会体育でも使われるということがありますので取り組まさせていただきます。特別教室棟につきましては生徒のみしか使わないものですから、そちら洋式が必要でしたら校舎の方のトイレを利用するという形で考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8、議案第33号令和4年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

1番鈴木 満です。10ページ、会計年度任用職員の旅費が3万8000円あるというふうに記載されておりますが、通勤手当かと思いましたが、3ページの給与費明細書には記載がないようですが何の旅費か教えていただきたいと思ひます。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

議員おっしゃられる3ページの旅費につきましては、このものにつきましては会計年度職員以外、職員の方の通勤手当になりますので、今回の旅費につきましては、先ほど議員おっしゃられるとおり通勤手当、会計年度職員の分の通勤手当となりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

4ページの方にもこの給与明細書の記載がされていないと思います。先ほど私3ページと申し上げましたが4ページの方を見ていただきたいと思います。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

失礼いたしました。会計年度職員につきましては、旅費のほうが手当のほうに入りますので、手当のほうで経費を計上しておることになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

今、手当とおっしゃいましたが、3万8000円という旅費がついていっているんですがちょっと合わないと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

下水道会計ではございますが給与費ですので答弁させていただきますと、こちらに上げていく給与費は会計年度任用職員のいわゆる旅費なんです、費用弁償として計上しておりますので費用弁償は給与費に当たりませんので、この手当の中には入りません。この手当の8万9000円というのは期末手当が計上されているものでございますので、議員言われるこの費用弁償についてはこの中には出てこない経費だという御理解をいただきたいと思います。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今の点ですが、会計年度任用職員でやはり法律上手当として出せる名目、名称は決まっていると思うんですよ。通勤手当はそれに当たらない。だから旅費という形で費用弁償として出していると私は理解しているんですが、そこら辺総務部総務課の考え、また下水道課の考えはどうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

職員の給与につきましては、これは我々の考えとかではなく地方自治法で決まっております。地方自治法で手当を出せるものというのは項目決まっております。会計年度任用職員につきましては、通勤費相当分として費用弁償を払いなさいと決まっておりますのでこういった措置になります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9、議案第35号、日程第10、議案第36号を一括議題とします。  
質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号及び議案第36号は、総務建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 散会